

専決処分報告 第 2 号

令和元年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案専決処分報告

令和2年2月高知県議会定例会に追加提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年高知県教育委員会訓令第1号）

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

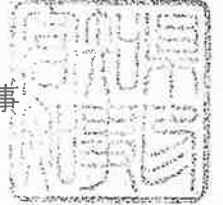
2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。



元高政企第 348 号
令和 2 年 3 月 13 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 2 年 2 月高知県議会定例会に追加提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 2 月高知県議会定例会に追加提出予定の下記の議案について、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 令和元年度高知県一般会計補正予算（所管分）

教育委員会補正予算総括表

別紙1

(単位千円)

課 名	補正前の額	補 正 額	左 の 財 源 内 訳		備 考
			特 定 財 源	一 般 財 源	
生涯学習課	2,384,185	5,617	(国) 2,338	3,279	
計	89,196,831	5,617	(国) 2,338	3,279	

繰越明許費明細書

変更

(単位千円)

款	項	目	事業名	補正前		補正後		説明
				金額	左のうちに繰越予定額	金額	左のうちに繰越予定額	
13	教育費			46,156	46,156	82,009	71,267	
	1	教育総務費		46,156	46,156	82,009	71,267	
		5	文化財	46,156	46,156	82,009	71,267	計画調整に日時を要したため

新型コロナウイルス感染症防止のための 小学校の臨時休業に伴う子ども居場所確保

補正予算案額：5,617千円 (一) 3,279千円
(国) 2,338千円

生涯学習課

- 各市町村においては、感染予防に十分留意したうえで、以下のいずれかで、家庭で過ごせない児童の居場所の確保に取り組んでいる状況
- 県では、放課後児童クラブとともに、放課後等の子ども安全・安心な居場所である**放課後子ども教室**について、国の財政支援を活用するとともに、**県単独の財政支援制度を創設し**、居場所の確保を支援

公立小学校(190校)における主な居場所の状況 (R2.3.9調査時点)

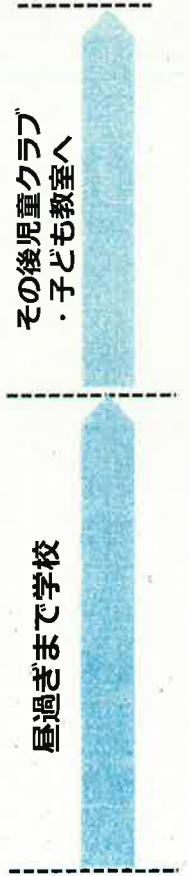
1 放課後児童クラブの開設時間延長 34校

- ・利用児童数(概数) 1,032人
- ・開設時間 8:00～8:30から17～18:00



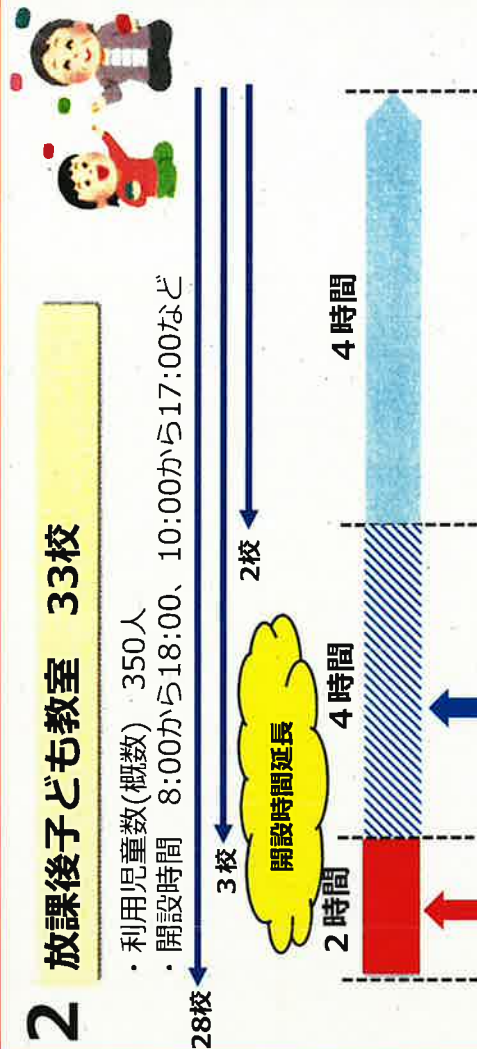
3 学校での受入れ+児童クラブ又は子ども教室 85校

- ・利用児童数(概数) 6,331人 ※学校とクラブ・教室の単純計
- ・開設時間 学校：8:30から15:00、放課後：14:00～18:00など



2 放課後子ども教室 33校

- ・利用児童数(概数) 350人
- ・開設時間 8:00から18:00、10:00から17:00など



<県単独の財政支援>

- 臨時休業に伴い**8時間を超えて放課後子ども教室を開設する場合に補助**
- ・補助率：**県1/2**、**市町村1/2**

4 その他 38校

終日学校での受入れや、対象児童がない、児童館を活用、児童数が少なく教員が毎日家庭訪問 など

参考

